

財務省告示第七十八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十八年三月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二十七回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	財政融資資金による利付国庫債券（十年）の借換えのための引受け	額面金額で二千四百六十億千七百四十万円	二千四百五十五億四千九百九十	六万六千九百四十円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十八年三月二十日 額面金額百円につき九十九円八

十 十  
二 一  
初 利  
期 率  
利 子

十 第  
三 二  
後 の 期  
の 利 子 以

十 十 十  
七 六 五 四  
払 払 元 償 償  
込 場 利 還 還  
期 所 金 金 期  
日 支 額 限

十 一 一 銭  
年 一 ・ 六 パーセント  
平 成 十 八 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期  
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 っ て 以 下 、  
次 号 及 び 第 十 四 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日  
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い  
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る  
利 子 を 支 払 う 。  
平 成 二 十 八 年 三 月 二 十 日  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
日 本 銀 行  
平 成 十 八 年 三 月 二 十 日